

【法令名】

- 地方税法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 1 月 28 日 本紙第 5484 号 2 ページ
【法令番号】	平成 23 年 1 月 28 日 政令第 7 号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	公布の日(平成 23 年 1 月 28 日)から施行
【制定の根拠】	地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 701 条の 31 第 1 項第 1 号ハ
【法令のあらまし】	事業所税の課税団体として、新たに、高崎市を指定する。(第 56 条の 15 関係)
【改正される法令】	地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)